8 線引きの役割と実態

- ①[　　] ＝「開発行為が保証された区域」
  では、開発規制をゆるめ、都市基盤整備を集中的・優先的に実施
  →良好な住宅地の形成を誘導
- 他方，②[　　]＝「当面開発しない区域」
  では開発行為を厳しく抑制

- しかし，①で開発が進まず，②で開発が進む場合も少なくないが、その理由を示せば次の通り
  - ①では・・・
    →③[　　]となる
    →地権者は資産価値の増大を求めて、①の指定を望む
    →地権者の意向に沿って過大に区域が指定される傾向／地権者はさらなる③を期待して、売却しない
    →①でむしろ空き地／未利用地が長期間残ることになる
  - ②では・・・
    →③と逆の状況となる
    →規制をかいくぐって／認可を受けて大規模開発が横行／行政自体も④[　　]などを建設
    →結果的に②で開発が進む

9 換地手法

- 換地制度とは・・・
  工事前の区画の土地（①[　　]）に対し、これに対応するものとして定められた工事後の土地（②[　　]）を法律上同一のものと見なして、その間の権利の帰属関係を一挙に確定する法律制度のこと

- ①と②との対応関係を定めたものを③[　　]と呼ぶ。

- ③に基づいて権利の帰属を確定することを④[　　]と呼ぶ。

10 換地処分の仕組み

- ある特定の従前の土地Aに対して、それに対応する特的の換地A'が必ず存在する

- 換地の3原則
  - ①[　　]の原則：圃場整備で非農用地区域を定めたときは、従前の農用地は非農用地区域外へ、従前の非農用地（特定用途用地）は非農用地区域内へ、それぞれ換地を定めなければならない。この例外が②[　　]である（農地を出して非農用地を受け取る場合）
  - ③[　　]の原則：従前地の自然条件や利用条件が換地のそれとが総合的に対応していること
  - ④[　　]の原則：従前地と比べて換地の面積の増減が2割以内であること（2割を超えると⑤[　　]と呼ばれる）

11 中山間地域の問題構造

- 悪循環の3項目を示せ

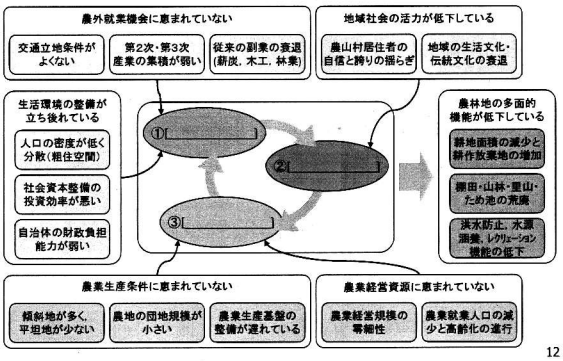

12

12 住民主体型計画づくりと企業における小集団活動

	住民主体型の計画づくり	企業における小集団活動
究極の目的	地域における人づくり	企業における人づくり 人間能力と人間関係の開発
適用の「場」	住民や農家に外部支援者が一緒に加わった一時的な小集団。	企業内のインフォーマルな小集団（トップ役員による小集団や従業員によるQCサークルなど企業内部の自主的・半継続的集団）
手法	参加型計画手法が提案され，試行錯誤が積み重ねられている。	個人で用いるQC手法と共に集団で用いるQC手法（「新QC七つ道具」等）が多数，開発されている。
問題解決のノウハウ	問題解決の手順や考え方が必ずしも十分に認識されていない。その結果，全過程における手法の位置付けが必ずしも明確でない。	科学的かつ合理的な問題解決の手順と考え方が素朴かつ明快なノウハウとして蓄積されている。
期間	主として計画過程(P)のみに限られる。	管理の全過程（P→D→C→A）を継続的に繰り返す

- ①上表を踏まえて、QC手法を参加型計画づくりに応用する場合の留意点を示せ。

{　　}

13 言語データの利用

- 言語データを利用する
  - 事実の観察を言葉で表現した①[　　]データ、主義や主張に基づいて事実を解釈した②[　　]データ、事実からヒントを得て新たに創り出した③[　　]データがある。
  - 問題形成には①と②が、方策展開には③と②が対象になる
  - アンケート調査の集計や自由回答、ワークショップなどでの意見、アイデアも活用できる。言語データは単語ではなく、短い文章として表現
- ブレーンストーミングの活用
  - 特定のテーマについての意見や発想を出し合う集団的な発想法
  - 下記の基本ルールに従うこと（説明せよ）
    - ④[　　]
    - ⑤[　　]
    - ⑥[　　]
    - ⑦[　　]

14 参加型計画手法（QC手法の名称）

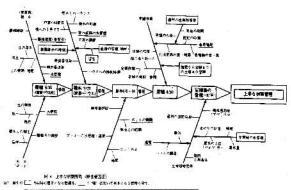

①[　　]

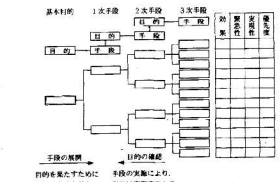

②[　　]

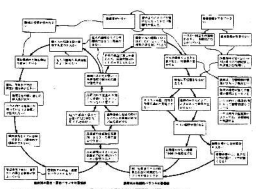

③[　　]

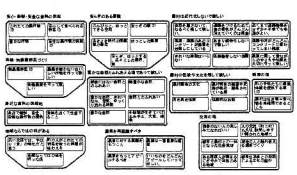

④[　　]

15 参加型計画手法の位置付け

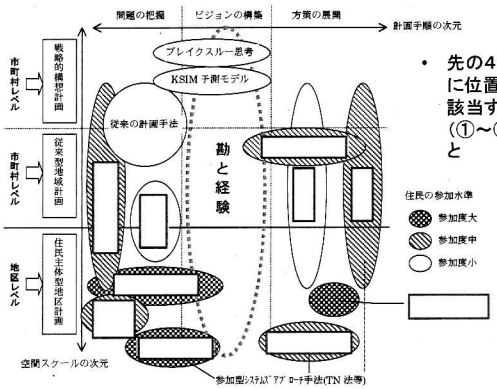

- 先の4つの手法はどこに位置づけられるか？該当する場所に番号（①～④）を記入すること

注）図中の「参加型アンケート調査」は結果を住民に適切な形でフィードバックすることを前提にしている．
ゴチックの手法は「農村計画七つ道具」に該当する。